

平成26年 2月14日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成26年2月14日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（14名）

委員長	山内孝樹君	
副委員長	高橋兼次君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	今野雄紀君	佐藤宜明君
	阿部建君	山内昇一君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君

欠席委員（1名）

村岡賢一君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者 兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君

産業振興課長	佐藤 通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清君
建設課長	三浦 孝君
危機管理課長	佐々木 三郎君
復興事業推進課長	及川 明君
復興用地課長	佐藤 孝志君
復興市街地整備課長	沼澤 広信君
上下水道所長	三浦 源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志君
公立志津川病院 事務課長	横山 孝明君

事務局職員出席者

事務局長	阿部 敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝美

午後2時45分 開会

○委員長（山内孝樹君） おそろいになりましたので、早速始めたいと思います。

臨時会に続きまして、大変のお疲れのところご苦労さまでございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

欠席委員、村岡賢一委員となっております。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

早速、会議に入りたいと思います。

それでは、戸倉藤浜団地の分譲価格等についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、戸倉藤浜地区における防集団地の宅地の分譲価格等についてご説明をしたいと思います。

初めに、若干これまでの経緯についてご説明をしたいと思います。戸倉藤浜地区の防災集団移転促進事業の造成工事につきましては、昨年1月30日の第1回臨時会におきまして議決をいただき、12月21日に竣工を迎えたものであります。工事の全体面積は約1ヘクタールで、宅地の区画数は10区画で、各区画とも330平方メートル、100坪となっております。

次に、分譲価格等についてご説明をしたいと思います。国土交通省の東日本大震災に被災における市街地整備事業の運用という部分に、防災集団移転事業により造成される宅地等を譲渡する場合の取り扱いが記載されておきまして、譲渡する価格は分譲時における適正な価格と既定しておりますことから、今回不動産鑑定を依頼したものであります。造成された宅地の評価手法といたしましては、初めに造成された宅地の中から土地の形状、道路の接道状況を踏まえながら、基準となる宅地を選定いたしました。その選定された宅地につきましては、標準値として位置づけまして、不動産鑑定士が標準値の評価額を算定するという流れになってございます。

戸倉藤浜団地の場合、具体的に土地の形状から判断しまして、標準値は3-1と。図面の、黒く3-1ということですが、こちらのほうが標準値というふうな形となっております。その評価額は、1平方メートル当たり大体5,900円、坪当たりですと1万9,470円と評価されたところであります。また、その他の区画の価格につきましては、標準値である土地を、3-1を例えば100とした場合、それぞれの土地が持っている接面方位とか道路との高低

差、隣接との高低差などをそれぞれ考慮しながら補正し、それによって価格を算出したものであり、土地価格評価委員会の審議を得まして分譲価格を決定したものであります。

具体的な1平方メートルの価格は、図面にもありますように、街区の1-1が5,600円、こちらのほうは坪当たりですと1万8,480円。2-2が5,700円、坪当たりですと1万8,810円。それから、1-2、2-1、3-1、3-2、4-1、4-2の6区画が5,900円、坪当たり19,470円。4-3、4-4の2区画が6,000円と、坪当たりですと1万9,800円であります。なお、住民向けの高台ニュースにおいては、土地分譲価格を1平方メートル当たり5,000円から8,000円、坪当たりですと1万6,500円から2万6,400円とお知らせしているところであります。参考までに、被災した土地の買い取り価格は1平方メートル当たり4,800円、坪当たりですと1万5,840円となっております。

次に、借地料について少しちょっとご説明いたしますと、昨年、南三陸町防災集団移転促進事業に伴う土地の貸付け及び売払いに関する規則というものを制定しまして、その6条では土地の月額を土地にかかる固定資産税評価額の1.4%に相当する金額を12で割った額とし、その金額が100円に満たない場合は切り捨てると規定しております。月額に12を掛けた金額を年額としております。よって、区画番号1-1から4-2までの7区画は330平方メートル、100坪であります。月額1,500円、年額にしますと1万8,000円となり、4-3と4-4の2区画は330平方メートル、100坪当たり月額1,600円、年額にしますと1万9,200円となっております。

最後になりましたが、宅地の登記面積というものは小数点第2位までの登記となります。ですから、例えば三百三十.丸々というふうな面積になりますので、具体的にはそれに単価を掛けた金額が分譲価格というふうなことになるので、必ずしも本日配付しましたその分譲価格とは一致しませんので、この辺だけご了解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 担当課長による説明が終了しました。担当課長からの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 後藤です。

価格ということで今ざっと計算させていただいたんですけれども、一番坪当たりの価格が高い地区だと6,000円で、これは例えば買い取り価格、被災した土地を売った価格が平米当たり4,800円と伺いましたので、例えば100坪の土地を売って100坪の土地を買うということになると、この区画内で一番高い額というのが、差額が大体40万円ぐらいになるかと思うんですけれども、今ちょうど藤浜団地のお話なので、関連してお伺いしているのかどうかと図りかねる部

分ありますが、ほかの土地において、今ですと40万円ぐらいですが、この差額がどんどん大きくなっていく傾向にあるのか、もしくはここはちょっとその差額が大きいほうで、もっと差額が小さくなっていくのか。全体の傾向として、ちょっと参考までに伺いたいと思うんですが。

○委員長（山内孝樹君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） ただいま議員がおっしゃられましたように、この地区に関しては南三陸町の中でも土地の価格が割と低い地域で、震災を受けて間もなく完成しているという部分がありますので、差し当たり割と低目の形で推移しているということですが、いずれ今、県あるいは国の評価の金額を見ましてもやっぱり上昇率というか、少しずつ元に戻ってきておるとい現状が一つあります。それから、あとはやっぱり需要がどうしても多くなってきているという面がありますと、やはり時間がたてばたつほどその土地の評価なり値段なりは、やっぱり上昇傾向にあるのかなというふうに見込んでおります。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません。ちょっと繰り返しになりますけれども、藤浜団地が一番早かったので差額が小さくて済んでいるけれども、今後はちょっと土地の価格自体が上がっていくので、高台に移転する場合にはその土地は若干、この藤浜よりもだんだん高くなっていく傾向にあるのではないかということよろしいですか。わかりました。

それについて、町として対策というか、どのようなスタンスで考えていこうと思っているのかということをお伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 土地の値段についてなんですけれども、用地課長が申しあげましたように、復興の進展に合わせて当然評価額が高くなってまいります。ですから、藤浜地区が一番最初に、そういう売るときの値段と買うときの値段の乖離が少ない状態でお入りできるというようなことになってくるんですけれども、いずれ歌津や志津川の特に町地区になりますと、これから数年かかりますので、土地の評価額は自然と上がってくるだろうと。

そこに対する行政側の手の入れ方というようなお尋ねかと思いますが、基本的にはまず鑑定士の評価額というものをベースとして設定をしていくということになりますが、その時々々の価格の上昇などを当然見ながら、関係機関、庁舎内で価格評価委員会というものがございまして、その中で議論をしながら、どういった対策が必要なのかというものを適宜見きわめていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 4番小野寺です。

今と同じような質問なんですけれども、土地を買って家を建てたいと思っていただけれども、高くてなかなか買えないと、その辺を……。こういう高台移転の土地というのは、かけた経費の元を取るというものではないと思いますので、その辺、政治的な判断で土地の値段を下げるとか何か支援が欲しいという声があるんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 同じような回答になりますけれども、ベースとなるものは鑑定価格ということになります。ですから、土地の値段が、ご自身が家を建てるときに、当初想定していたよりも非常に上昇率が高くてなかなか建築に二の足を踏むというようなことは、個人個人のいろんな経済的な事情などもあって、そのときにはあると思いますので、先ほどの後藤委員の答弁と同じように、時点時点での検討は必要になってくるだろうと思います。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 石巻市ですかね、200平米、借地ね、借地。借地は無料だと。残った100平米については、固定資産評価額の1.4かな、14かな、どっちだったか。1.4だったかというふうになったようですね。私も以前、一般質問等でこの借地については、20年ぐらいは無償にすべきであるというお話をさせていただきまして、いろいろと買い取りする方との平等性といえますか、そういったことがあると。であれば、固定資産税も当分の間は無税にすべきでないかと。財源がないからということになりましたので、それも国のほうにかけ合っしてほしいという話をしたんですが、どうですか、その後そういった関係の案件についての国との交渉というか、話し合いは進めておるのかどうかですね。

それと、今回、土地の価格が決定になって売りに出すというか。買う場合には、買ったほうが登記するのかなと思うんですが、名義変更の際の。違った。町がするんですか。町がしてくれるんですか。はい。

お金をもらって町が名義変更したと。町がというか、個人でね。その際に、その建築までの期間ですね。これ、なかなか難しいと思うんですよね、設定するのが。その辺どのようになるのか。速やかにとか直ちにとという言葉は使うでしょうけれども、その具体的な期間の設定というものをどのようにこれからもっていくのかですね。その都度その都度のその個人個人の事情もさまざまあると思うので、どういう事情であれば3年に認めてくれるとか、こういう事情であれば10年後でもいいとか、そういった具体的なものを設定しないと、やはりこういった町の土地をお売りするわけですから。目的は、集団移転ということでやるわけですからね。その辺

のことは、どのように執行者として考えておられるのか、その辺ですね。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 後段の各地を所有権移転された後のその対応については担当課長のほうからお答えをしますけれども、前段のいわゆる分譲価格あるいは貸付の場合の話でございませぬけれども、今、三浦委員お話のように、これまでの経過の中で、特に三浦委員のほうからそういった借地料の免除についても再三お話をいただいてまいりました。一方で、その辺について私どもといたしましては、既に分譲を受けた方の隣接する土地の固定資産税、そういった分との整合性から、最低限、固定資産税相当額を賦課せざるを得ないということについてご説明をしてまいりまして、三浦委員のご要望にお応えをいたしかねておったところでございますけれども、当時、固定評価額というよりも固定資産税課税評価額の1.4でございますから、結構低い金額で貸し付けできるという形で考えてございます。

先ほど4番委員のほうからもお話があったように、私どもとすれば住宅建築をとりあえず先行してほしいという思いで、一方それぞれのご家庭で経済的な事情があるということであればなおのこと、借地という形で住宅建築をまず先行してほしいなという考え方で、できるだけご負担のない借地という形で、新しい生活の再建をしていただければいいなというように思っております。

委員の話にございましたように、この辺について他の自治体でさまざまな取り扱いをいたしてございますけれども、本町とすれば先ほども申し上げたとおりでございますし、その分譲価格あるいは借地の分についても、国のほうに支援を働きかけるべきじゃないかというお話でございましたけれども、正直申し上げまして、この分については具体的に取り組みをいたしてございませんでした。

これまでも、いろいろこの宅地造成について、議案で議案提出の際にも、実は戸当たりの単価というのは数千万円団地ごとに違いますけれども、いわゆる国の考え方は、この分譲した分についてはいずれその代金は国に返納すると。それ以外の戸当たり単価との差額については、国の国税等で支援をするというのが防集事業の制度でございますので、そういった分で相当な国から、国民の皆さんの支援をいただいているということでございますし、本来のあり方としてやはり分譲、あるいは借地という形で進むべきだろうということの考え方もございまして、この辺についてはなかなかこれ以上、町として国のほうにこの分についてまでというような働きかけについては、現時点では一応留保しているというような状況でございます。

いずれ、5市町連携会議の中でもさまざまそれぞれ各市町の取り組みでございますので、今後

こういった部分について、国のほうまで、こういった部分でどういう理論づけでそういった要請がかけられるのか検討はしてみたいとは思っておりますけれども、現時点ではこれを積極的に、このことをもって国のほうに働きかけるということについては、いささかどうかなというような考え方で、踏み込んではいないというような状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 建築年数のちょっとお話がございましたので、私のほうからちょっとお答えしたいと思うんですが、契約というのが一義的に一番重要な行為になるわけですが、現在とりあえず藤浜の場合ですと、今それぞれの筆になっている分を一度一つの土地にまとめて合筆という処理をした後に、宅地を分ける作業、分筆作業というふうな形になっております。

それで、現在、合筆の作業についてはできていまして、それから分筆のほう、今月末から来月の頭のほうに出したいということで予定しておるんですが、要は登記にちょっと今、年度末を控えてなかなか登記はちょっと混雑しておるということで、非常に登記に時間がかかるような状況も一部発生しておりますが、町としても土地を売るときは売るなりの決定通知、貸す場合は貸付決定という通知もございますので、それらの分を先行させて手続を済ませながらやっていきたいと。ですから、登記が前提でないと地番も入りませんし、面積も出ないというふうなことなんですけれども、町としても柔軟な手続で進めていきたいということでおります。

早ければ7月には建築できるような形で、目標にこれから作業をいろいろ詰めていきたいというふうに考えております。

建築のその年数につきましては、規則の中で契約の締結から1年以内というふうな取り決めになっています。ただし、やむを得ない場合は2年以内で延長することができるということがありますので、その部分については柔軟な対応というふうなことになろうかと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 安い借地料、わかるんです。ただ、片や無償という言葉と5円でも10円でもとるとなると、もう額でないんだよね。なんというか、受けとめ方というか。なんだや、石巻はただなのに南三陸ではとるのかと、こういうふうな住民の方々のね。だから、そこなんですよ。できれば、隣接の買い取った土地の固定資産税等もこれを無償にして、交付税で出してもらいたいという国への働きかけというのも、今の副町長の話だとそこまでなかなか言えないというか、言いづらいというようなお話ですが、随分遠慮をしているね。常にならず、そんな人

だったべかというか、私はそんなに遠慮しない人だと思っていた。何でそんなに国に対して遠慮するんだべなと思ってね。当たって砕けろじゃないんだけど、一応は住民のためにそういったこともお話していただきたいなということでもありますから、これまではしなくても、これから何かの機会があったら、町長ね、ぜひ住民のために、被災した方のために、買い取りの場合には固定資産税が発生するから、これを町では無償にするとか、国のほうで地方交付税に算入してもらいたいというお話ぐらいはしてもらわないとね。

1年以内、場合によっては2年以内と。そして、またさらにそれから延長も可能なの。その規約だか規則だか。我々にそれ渡していたったべか、そんな規則か何か。我々はもらっていたべか、その建設する期間の規制とか規約というのは。

場合によってはとか事情によって2年というのは、その事情というのは何の事情。その辺が、明確にきちっと出していないと、それは役場の担当課長がうんと語ればいいし、悪いと語ればだめだなんていうやり方ではだめですよ。誰が見ても納得ができるような規則なりなにを出しておかないとね。その辺どうなんですか。我々、見ていたいたったべか、その1年以内だの、2年以内というのは。渡していたった。わからないんだな。

○委員長（山内孝樹君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 昨年の11月28日付で交付しているものですから、まだちょっと大変申しわけございません、例規の中には入っていないかと思えます。いずれこちらのほうで早目に、印刷等を含めてお渡しする機会等もしたいと思えます。

それから、今お話のように、契約の日から基本的には1年以内に建築とただし書きがございまして、2年を超えない範囲で履行期間を延長することができるというふうな規定なものですから、その部分に関してより明確にしながら進めてまいりたいというふうに……。基本的には、今の中では、その事情を考慮しながら定めるというふうな規定なものですから。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 条例ではないと思うんだけど、この規則なり規約なりでやるんでしょう。そのときは、買うほうとそういった契約を結ぶ際にこういう内容ですよと、遅くても2年以内には建ててくださいよと、わかりましたということで始まるわけさ。何でもそうなんだがね。しかし、いろんな諸事情が重なって2年でもなかなか難しいということも想定されるわけですよ。現にいろいろあったでしょう。志津川地区で宅地造成なんかして、何年以内と決めてもなかなか。今度は転売とか出てくるわけですよ。建てられないから売りたいとか、あるいはその買った方が他人に貸すとか出てくるんです、土地の場合は。だから、そういうことも想定しな

がらその規約なり規則というものを定めていかないと、その場になってどうしたらいいでしょう
うでは困るんだよね。だから、その辺をきちっと、売り手と買い手の中で認識をして契約を結
ばないといけない。その辺これから考えるのかな、そういうものも。いろんな想定がされます
からね。どうなんですか、その辺。

○委員長（山内孝樹君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それらに、今、委員ご指摘のとおり、復興庁のほうでも先日会
議がございまして、契約する際にやっぱりそういう部分もきちんと明確にしなければならない
ということで、標準的な契約書の内容もご提示をいただいている状況です。

それで、現在、具体的な契約条項につきましては今調整中でありまして、今ご指摘のあつ
た分を十分配慮しながら、契約条項に盛り込みながら進めていきたいというふうに考えており
ます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。ございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますの
で、戸倉藤浜団地の分譲価格等についての質疑を終わります。

次に、仮設住宅の一部集約についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから仮設住宅の集約についてご説明を申し上げ
たいと思います。

平成23年に仮設住宅を建設したわけでございますけれども、当初は2年間という約束で地権
者の皆様からお借りをしているところでございます。39団地64名の方、約100筆ほど現在借地
をしているという状況でございます。

それで、昨年5月から2年間の期間が過ぎまして、契約更新の協議をそれぞれの地権者の
皆様とさせていただいているところでございます。結果的には、全ての皆様からご了解をいた
だきまして更新の契約はいただいているところでございますが、協議の中で自宅を再建をした
いというご希望の方が数名いらっしゃいました。その時点で、すぐにでも建てたいというお話
でございましたけれども、基本的に解体となりますと、まずもって入居している皆様をどこか
に引っ越しをさせなければならないということなんです、当時も、現在もそうでありますけ
れども、なかなかその転居先がないような状況でございますので、その点についてそれぞれの
地権者の皆様にご理解をいただいているところでございます。

ただ、地権者の皆様のご希望もございましたので、仮設住宅の設置者でございます県のほう
と協議を進めておったところでございます。地権者の皆様も全てを取り壊せということではな

くて、自宅を建てるスペース分だけで構わないということのお話でございましたので、一部解体ということで県のほうと協議をしておったところでございますが、なかなかその経費の問題、それから施設の管理の問題等がございまして、一部解体についてはなかなか承諾を得られないと、納得していただけないという状況が続いておりました。

昨年12月の後半になりまして、県のほうからその方針の転換といえますか、一部解体もやむなしというようなお返事をいただきました。南三陸町以外にもそういう例がございまして、各町からそういう要望があったことが背景にあったと思いますが、そこで一部解体もできるということでございましたので、1月から解体に向けたそれぞれの住宅の解体費用の積算作業をしているということでございます。

それを受けまして、一昨日と昨日、それぞれ該当する仮設住宅に入居している皆様に、これまでの経過を踏まえ、今後のスケジュールをご説明したところでございます。お配りしている資料の2にございまして、対象となる住宅につきましては名足の仮設住宅、それから中瀬町1期の仮設住宅。名足につきましては10戸、中瀬町1期につきましては4戸でございます。

それ以前にも、一応うわさとしてはそれぞれの入居している皆様に情報は入っていたというふうに私のほうでは理解はしているんですが、それぞれきのうの段階では、そういう事情であれば転居もやむを得ないねというところで、その点だけのご理解をいただいたところでございます。

3番目に今後のスケジュールを記載をさせていただいております。転居依頼の通知、2月中にやるという形になっておりますが、入居契約上、3カ月前にその通知をしなければならないという規定がございまして、今月中に転居のお願いの文書をそれぞれのご家庭にお渡しをしたいというふうに考えております。

済みません、順序が逆になりましたね。1月から3月まで解体の費用の積算をします。そして、4月の頭に解体の工事の入札の公告を行うと。それで、5月の連休明けに入札会が開かれる予定でございます。そして、業者が決定し、6月の初めに現場に入るというスケジュールでおるところでございます。それに合わせまして、3番目の転居に係るスケジュールをお示しをしたところでございます。先ほど言いました1番目、5月いっぱい転居ということになりますと、2月中にお願いの文書を出すようになります。それから、転居先のご相談を3月から4月にかけてさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、転居に際しまして引っ越し等が伴うものですから、当然費用が発生をすることになります。今回につきましては、入居者の皆様のご都合といいますよりも町の都合で引っ越

しをしていただく関係上、引っ越し費用については町のほうで負担をしたいというふうに考えているところでございます。

そして、5月31日までに引っ越しをそれぞれ終了していただきまして、6月に工事を開催をいたしまして、8月中には土地のほうの引き渡しを完了したいというふうに考えております。

今後、新年度に向けまして、引っ越し費用の予算化とかいろいろこれから議員の皆様とご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 担当課長による説明が終了しました。担当課長からの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 仮設住宅の集約ということなのですが、12月の定例議会のときに一般質問させていただいて、仮設住宅の弾力的な運用に関して質問させていただいたと思うんですが、そのときにお伺いした記憶が私にはあるんですが、町内の民間の方が所有している土地に建っている仮設住宅の土地のその契約というのはどうなっているのかと、今後返していただきたいと言っている人はいないのかというのをたしか聞いた記憶がありまして、そのときはありませんというお答えだったと記憶しているんですが、私この文書を見ましてちょっと目が白黒しているところがありまして、所有者の方の希望というのは当然あると思いますし、それに関してその住民の方も納得されていて、了承されていて、転居の手続を進めていきたいということに関して大きく異議があるわけではないんですけれども、その当時のお答えと状況が変わってきた経緯をもうちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当時、12月の状況でございますけれども、交渉といいますか協議の中でそれぞれ地権者さんのご都合もございまして、やはり合意に至るまではいろんなお話はいただいているところでございます。ただ、当時、県のほうでは全戸解体であれば解体はできるということでございましたので、当然団地一団地、入居の皆さんがほかの団地に入れる、移転先がないと全戸解体は当然できないわけですから、ご事情はわかるんですけれども、今の状況の中では解体は無理なので、契約の更新をお願いをいたしますということで協議をしてきたところでございます。

それで、この情報につきましては、実は年が明けてから私のほうに入ってきたものでございますから、当時議会中の段階では、県のほうで一部解体ができるとかできないとかという情報はありませんでした。それで、所有者の希望はあるんですが、それらを叶えることが、当時当

てがなかったものですから、ないというようなご回答をしたところでございます。ただ、年が明けまして解体の工事の積算の入札の公告が出ているとかそういう情報がありましたので、そこで改めて県のほうに確認をしたという状況でございます。それが1月の後半でございましたので、本日の説明ということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 わかりました。県のほうで、町としてはどうか、所有者の方、地権者の方としては一部だけでもちょっと解体させていただきたいという希望は伝えていたけれども、県側が、その建物を建てた宮城県が、いや一部だけ壊すのはちょっとまずいねというようなお話だったのが、方向が変わったということによろしいですね。そのような理解で。わかりました。

もう1点。解体というお話になっておりますけれども、これは解体でいいんですよね。どこかに流用するとか、そのままどこかに移築するとか。どうなんでしょう、素人考えですけども、開発の後進国に移設するとかそういった話があるのかどうかだけ、もう1点だけお伺いしたいんですけども。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、解体いたします住宅、一つが名足住宅。規格部会と言われるグループでつくったものでございまして、再利用が可能だというふうに考えております。これにつきましては、通常であれば仮設住宅はレンタルなんですね。それで、取り壊したらメーカーさんが引き取るというのが、これまでの通常でございます。ただ、今回、県内だけで2万戸とかそういう数でございますので、それをまたメーカーさんが引き取るとなかなか不良在庫になるということで、町ですと横山と自然の家以外は全て買い取りということになっております。

基本的には、廃棄物で処理するのが基本となるのかなと思います。というのは、後づけで寒さ対策のために断熱材の増圧をしております。それで、かなり部材に穴を開けているものから、それで転用がきくかどうか非常に微妙な状態であるということでございましたので、県のほうは今、廃棄ということで考えていると思います。ただ、あと実際解体してみて、使える部材があれば、当然それはリサイクルに回るのかなというふうに考えています。

それから、中瀬町につきましては、これは住宅メーカーさんがつくったものですから、基本的には在来の軸組工法でつくられております。一般に重機で無造作に壊せば、当然再利用はできないので、その取り壊し方、解体の仕方に工夫が必要だというふうに思っております。

個人的には、すごくいい住宅なので、ちょっと間取りを変えると町営住宅にも使えるかなと思っていますが、費用的にどのくらいかかるか今ちょっと積算をしているところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません、もう1点だけ。今回、その地権者の方が希望を出されたということなんですけれども、町内に、ほかの、やっぱり私も家を建てたいなという方が今現在でいるのかいないのかという……。いるとしたら、どのぐらいの方がいらっしゃるのかということだけ伺いしておきたいと思うんですが。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご希望をいただいているのは、あと4名ほどおります。ただ、諸条件がまだ調べていないので、まだ解体とまでは至っていないという状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 3番及川です。

今の前者の続きなんですけれども、館浜からも民間として借りている館浜住宅があると思うんですけれども、その地権者の方から、去年から話が出ているようなんですけれども、その辺は聞いていますでしょうか。お願いします。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 館浜、町で借りている分、それは町で建てた住宅でございます。それにつきましては、更新時期にお話をいただいているところでございます。

ただ、残念ながらほぼ満杯の状態でございます。現在入居をされている方をどこかに転居しなければならないということで、その辺の調整がつくかどうかその辺の課題がございますので、まだ具体の動きとしては出ていないところでございます。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それで、当時は大分皆さん被災している中で、どうぞ皆さんのためだからということで使わせたというんですけれども、こう長くなってくるとやはり自分のうちも建てなきゃいけない、まして今度は赤ちゃんが生まれたとなってくると、その親子間の中でその貸したことに今度は親のほう責められて、自分の我が家も建てられない。あげくの果ては、近場に空室が出たようなんですけれども、その空室も借りられない。産めよふやせよはいいいんですけれども、そういう状況の中で何回言っても拒否されて、空いているところも借りられないということが聞かれるんです。そして、家族間で親が貸したからうちも建てられない、自分たちはこう

いうひどい目に遭っているということで、親子げんかにまで、家族の中でそういうけんかになっているということまで聞いているんです。

担当課に聞けば、今7人までが3Kから移られるという条件、7人というその線引きなんですけれども、子供というのは、赤ちゃんですよ。その家庭は1人目がいて、2人目が生まれたんですよ。大人のように5人とか6人と決められるものでないですよ。大人1人に対して、子供というのは、赤ちゃんは夜泣きする、泣いた、赤ちゃん1人が2人分に相当するぐらいの影響がある。生活環境において手間暇がかかるんです。逆に、男性の人は、大人の方、体が小さいから、こんなもんだからかからないだろうと思うんですけれども、逆なんです。赤ちゃんのほうが手がかかるんですよ。環境も手をかけなければならない境遇になっているんです。7人だ7人だと一点張りなんですけれども、その辺をどのように今後考えていくのか、お願いいたします。

○委員長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる仮設住宅への入居の問題というようなことで解釈をしてよろしいでしょうか。

うちのほうは、前から話しておりますとおり一定のルールをつくりまして、いわゆる2DKであれば何人、3DKであれば何人という、そういうようなルールに基づいてやっております。特別な事情がある場合にはその辺あたりを考慮してというようなことで受け付けているんですが、それをどこまでも緩めてしまうと際限がなくなると。もちろん、仮設住宅の入居に関しては、人数要件で待っていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいまして、それから実際には家族構成の中で大変苦勞なされているというようなことは聞いておりますが、限られた数でございますし、それからきょうの議題にもなっております、空室が出てくれば逆に集約化を図るというような方向に持っていかなければならないとそういう状態でございますので、その辺はやはり個々の事情というようなことはいろいろあるでしょうけれども、ご理解をいただきたいとそういうふうに思っております。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今、空室の問題だけで保健福祉課長、語っていると思うんですけれども、私はこの土地を提供している側とその空室のほうと、2つ一緒の問題として捉えてもらいたいです。今、その土地を貸しているから、そこにぜひ自分のうちを建てなきゃいけないから、じゃあ契約……。何年契約でした、これは2年ですか。2年契約。2年契約たって更新というときに、そこまで追い込まれた場合、返すんですか。全部転居にさせるんですか、その館浜地区の仮設

の。その地主さんに、2年契約過ぎたから返してくださいと言われた場合。そういう弾力的なことが考えられないのかということです。空き仮設の分だけでなく、その土地も含めて考えてもらいたいということです。もう一度お願いします。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 契約更新につきましては、これまでもそうです。多分、将来に向かってもそうだと思います。我々は、いろんなご事情はあるとは思いますが、お願いするしかないというふうに考えております。

それで、2年後、館浜地区でもそれぞれ自立で再建なさっている方もいらっしゃいますし、当然これから退居者がふえるだろうというふうには考えております。そのときの状況状況に応じながら、何が適正であるか、それは役場の中でも相談しながら対応したいというふうには考えております。

○委員長（山内孝樹君） 4回目ですね。終わりましたよ。納得いきませんか。3回までなんですけれども。3回だよ。3回しましたよ。よろしいですね。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

今回、集約ということなんですけれども、ここに限らず全体的な今後の集約の見通しというか、それを現在の時点で、防集完成時に同時に集約なのか徐々にするのか。そのところを、今の時点での対処というか考えをお聞きしたいと思います。1点。

あともう1点は、先ほど前者のにもありましたけれども、現在仮設に入っている方で、大変狭い思いをして暮らしているという世帯の方の話を聞いています。でも、先ほどの課長の答弁では、ルールというものがあって、何人ということがあるということなんですけれども、実はルール、1人は1人でもごろごろというか、息子も大きくなってこれで4人でとてもというか、一緒にいた方たちなんかの意見でも、お宅は本当に大変だよというか、皆々そう言われて暮らしている。全部が全部そうじゃないんでしょうけれども、そういった要望に課長もいちいち応えていたんでは際限がないと思うんですけれども、ただその近隣に住んでいる人が毎日気の毒がって見ているような、いっぱいではないと思うんですけれども、中にはそういった方も現在住んでいるものですから、私思うには、この課長……。町長かどうかわかりませんが、情状酌量みたいなものをいただいて、普段だとあれなので、今回このような集約ということで転居のあれがあるので、そういったのと同時に、これはどう見ても大変だという思いの方たちは仮設も若干空きが出ているということを知っていますので、広いところに移していただければ、今後仮設を出るまでの間の時間だけでもある程度ゆっくり生活していただきたい

と思うので、ここを検討していただけるかどうかお聞きしたいと思います。（「賛成」の声あり）

○委員長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、集約の考え方というふうなことだと思いますが、今のところ全体で約160戸ほどの空室がございます。今後、防集がどんどん進んでいく、あるいは災害公営住宅ができるというようなことになると、その空き室がふえてくるというようなことになるとと思いますので、そのいわゆる時期に合わせたような形で集約化計画を立てたいとそういうふうと考えております。

ただ、今の段階でありますと、やはり今回のように地権者の方々がどうしてもその場で再建をしたいんだと、返却してほしいとそういったことであれば、その集約についてはやむを得ないのかなど。それ以外の集約については、空き室の状況を見て、改めて計画を立てたいとそういうふうと考えております。

それから、2点目でございます。やはり、今言ったような問題がいっぱい寄せられております。それも含めて、いわゆるうちのほうでルール決めをして仮設の入退居の審査委員会というようなのがございますので、そちらで審議をしていただいておりますとそういう状況でございます。

例えば、その中で人数要件の中でも介護度がある方あるいは介護ベッドを置いている方、それから高齢でどうしてもお1人では大変な方、そういった方々を優先をさせていただいております。それから、途中で例えば、先ほどありましたが、子供さんが生まれてその人数要件をオーバーしたと、もともとは4人で住んでいたんですが5人になったと、そういった方々を優先させていただいておりますので、申しわけないんですが、その1件1件について情状酌量をやってしまいますとどこまでも際限が合わなくなるというようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 集約ということなんですけれども、私思うには、一度集約になってまた引っ越しみたいな、二度手間みたいなことにならないように、できれば以前もあれしたように、公共施設の敷地にある仮設等は、規模は大きいんですけれどもなるべくそういうところを集約して行って、入っている方たちにも、間もなくみんなもう集約になるんだなというこの意識というんですか、そういうのを啓蒙していくことも大切でないかと思っております。

あと第2点目なんですけれども、やはり情状酌量は難しいということなんですけれども、先

ほどの答弁で人数もしくは介護、あと高齢の方たちのあれを重要視するという事なんです、あと子供さんができたとか。私、そこでもう一つ体重別も少し考慮にさせていただくと、私が言った思いというか、例えばオリンピックじゃないんですけども、体重の少ない人が軽業師みたいに演技するのもいいんですが、やはりこの体重というやつを、例えば今のお子さんで結構仮設暮らしですと運動不足ということで、なおかつ体重がふえ気味だということなので、それにもましてさっき言ったごろごろではないんですけども、体格のいい方たちの場合は、本当これ、どうにか対処していただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 7番です。

大分前に懸念したことが出てきたようでございます。昨年、無償で2年の契約が切れて、今回有償での再契約と、更新というようなことになったわけですが、この際、地権者と交わしたその条件とは、どんな条件を交わしたのか。何か報道ではそういうふうなことが載っておったんですが、どういうその条件を交わして更新したのか。端的に言いますと、地権者の求めに応じ土地を返還するというようなことも載っておったんですが、その辺あたりの詳細です。

今、個人からの借用しているその団地というのは、何カ所ぐらいあるんですかね。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） じゃあ、後半のほうから。借地をしておりますのは、38団地でございます。

それから、土地の契約書の内容でございますが、基本的には面積と単価、それから借地の期間、それから返還する場合の条件等々でございます。ちょっと今、手元にもものがございませんので詳しいことは申し上げられませんが、一般的な事項を載せているということでございます。当然、協議中にいただいた要望等が記載されるということではありません。ただ、そこは紳士協定でございますので、要望あったことについては町としても真摯に取り組んでいたということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 38団地というと、これ大変な数ですよ。この方々、今回のこの一つの例になるわけですが、こういうことを耳にして、ここに計画を変更して返してもらってうちを建てるといいますと、次々とこれが出てきた場合、これ大変なことになるねと。こういうことが出てくるようになりますと、当初集約のその優先的順位でいった教育環境、学校等々を早く集約し

なきゃならないというようなことが、これ最終になるのかなと、遅れる一方になるのかなと。これで、やはりこうなってくると、集約をしないで、防集あるいは公営がどんどん進んで、何も手をつけないで自然に皆さんに出ていってもらって解体するのが、一番課長さん方も頭が痛まないところだとは思いますが、こういうことが出てきて、連鎖反応といいますか、これは適当かどうかはわかりませんが、こういうことが出てきますと、相当これからこの集約に対して吟味していかなければならないのではないのかなとそう心配しているんですが、いかがですか。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。

連鎖反動的に返還の要望が出るんじゃないかというお話だと思うんですけども、2件きょうご説明しておりますが、基本的には引っ越し先につきましては同じ団地内ということで、それが可能だという見通しが出ましたので、解体をするということでございます。ですから、今後、確かにご要望ほかにも4件ほどございますが、現在のところ同じ団地内には転居できないという状況でございます。もしそういうご要望があったとしても、なるべくその入居している皆様にご負担をかけないという方法は、多分同じ団地の中で引っ越ししてもらうのが一番ご負担にならないことだと思っておりますので、今後とももしこういうお願いといいますかご要望があった場合につきましては、その同じ団地内である程度引っ越しができるという状況にならないと、なかなか町としても入居の皆様にお願ひできないんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 流動的に条件を変えながらお願いしていくというようなことなんでしょうが、いずれにしても今が一番集約するにせよ、このまま地権者に提供をお願いして借用するにせよ、一番難しい時期だなとそう思っておりますので、皆さんには引き続き町民の方々に十二分説明を行い、そして理解をいただけるようすべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 再利用がまだ可能だというお話で、それで一部を除いて町のものだと。あとどうするかというと、廃棄するか、あるいは再利用について今検討中というようなお話でしたけれども、これを民間とか個人へ払い下げすることはできないんでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的に、もし民間の方へということになりますと、まだ残存価格が残っておりますので、その価格をもって払い下げという形になるかと思えます。

参考までに申し上げますと、規格部会ですと約600万円から700万円費用がかかっておりますので、2DK1戸当たりですけれども、耐用年数10年と考えてもまだ3年目でございますので、単純に7割くらいはまだ残存価格があるということになりますと、果たして買う方がいらっしゃるかどうか甚だ疑問がございます。

それと、再利用できるのはあくまで部品としての再利用でございますので、壁は当然規格部会ですと穴だらけでございますので、当然それは再利用できないだろうと。それから、木造につきましても、本当に手壊しをしないと部品としては使えない。ただ、そこまで町が費用をもってやれるかということもありましたので、費用の試算をしているということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 廃棄する場合も費用はかかるわけですので、もし必要であれば、安い価格でも払い下げたほうがいいのではないかなと今思ったんですけれども。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、払い下げをするということになれば、現地に置いてある状況でそこから持って行っていただくという形になると思えますので、結構な金額はかかるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 やらないかなと思ったんですけども、これからのスケジュールなんですけど、解体、県のほうでやられて8月に土地の引き渡しと。そのように順調にいけばいいなと今心配をしているんです、入札して業者が決まって、果たして。だから、ブルドーザーでばりばりと壊すのであれば手っ取り早いんですね。すると、業者も選定しやすいけれども、ところが条件つけて、これは使うからどうのこうの、これは手壊ししてくれと。業者いないと思います。そうなってくると、今度は8月が来年になってしまうということも心配しているので、その辺は予定どおりといいますかスケジュールどおりに進むようなやり方、これをしていてもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど来ありますけれども、このほかにも4名の方から自分の土地だから使いたいというような要望があるけれども、条件が調わないから待ってもらおうとかというような話なんです。その条件というのは、じゃあ何やということも出てきているんですね。あそこは

よくて、おら家はなしてわるいのやというようなこともありますし、できるだけ……。難しいんですね、この仮設に対しての取り扱いといいますか、入居に関してもね。今、狭いとか人が、子供がふえたからとか、あるいは体重別にとかと。体重別と語ると、これ今2キロ太ればもう1軒借りるにいいから食べ食べと子供たちに食わせて太らせるのは、これは大変なことだからね。それは、体重別というのは、これはまずいからね。

そこで、課長、緊急避難ということではいろいろと問題が起きているようなんですが、DV関係なんですが、そのDVを立証するものなんですが、本人から福祉事務所かどこかに行って、福祉事務所ではそれをDVと認定するまでの要件というのは、どういうふうになっているんだかですね。例えば、暴力を振ってあざができた。これは、誰が見てもわかるわけね。しかし、言葉のDVもあるわけですから、これは痕跡というかが残らない。それをどのように判定するのかですね。そうしますと、緊急避難的にまたもう一つ部屋借りるにいいわけですから。こうなってくると、皆まねするんでないかと思って心配しているのさ。その辺の基準というか判定というか、どういうふうになっているんですか。課長、ご存じですか。

○委員長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） DVの関係というようなことですが、一つには本人からの申し出があった。それから、警察等への通報があったというようなことが一つの条件になると思います。たまたま、一つ一つの事例をほじくり返すというわけにはいきませんのであれですが、今回緊急避難的にというようなことで、いろんな例もありまして、仮設住宅を若干そういうような形で使わせていただいているというような事実はございます。ただ、個人情報もございますのでその辺は申し上げられませんが、実際にそういった形の申し出は数件あるというようなことをご理解をいただきたいと思います。

一つには、やはりうちのほうに申し出があった、それから警察への通報があったとそういったことがございましたので、それにあわせて当課とそれから県の保健福祉事務所へ対応させていただいたと、そういうことでございます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、仮設住宅の一部集約についての質疑を終わります。

次に、その他に入ります。

その他として確認したいことがあれば伺ってください。ございませんか。西條栄福委員。

○西條栄福委員 その他ということで、一つお伺いといいますか心配事がありますので、この際聞いておきたいと思います。

いよいよこのスケジュール表を見ますと、引き渡しということで、防集事業もようやくここまで来たのかなという気持ちで、今、感慨深いところであります。そこで、この防集事業、団地造成されていきまして引き渡しになるんですけども、実は先ほどのこの藤浜団地の分譲の図面をお借りいたしまして、例にとりまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

この藤浜団地、こう少し離れていますね。それで、多分この空いているところは私有地だと思うんですけども、実はこれ私の土地だとしましたならば、ここに造成して家を建てたい、そういった場合に、この団地内を自由に使わせてもらえるのかということと、家を建てれば建てたで、今度はライフラインですね。例えば、水道を引くとか電気を引くとか、そういったものは、これからそういった心配事は出てくると思うんですけども、その辺のところを当局として、この時点でもはや引き渡しという図面が出てきていますので、その辺のところを考えているのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 藤浜団地の例をとってのお話ということですが、ほかの団地につきましても例えば取りつけ道路の付近にそういった計画を持っている方、そういったお話も実は伺っております。当然、そこからの部分について、道路については町管理ですので、公衆道路ということですので、どうぞ通っていただくことは当然可能かと思えます。ただ、水道については、当然今回整備する本管の配水管から分岐をしていく部分は、水道との協議の上でやれるかどうか、水圧の問題もございまして、そういった判断はそれぞれの部署でやる必要はあるのかなというふうに思います。

基本的に、できるかできないのかという話をすると、まずは制限をする理由は何もなくなってくると。ただ、町道の横に残地の町有地があったりとかそういった調整の部分は、それぞれの部署と関係する部分は、調整が必要になってくるということになろうかと思えます。ただ、一番が恐らく水道だと思います。水道につきましては、ある一定の余裕の部分を見つこの団地に口径を設定してございまして、例えば、例えばの話ですが、この団地の、藤浜の団地のことを言えば、この奥行きに10軒20軒という方が出てくるということになれば、そもそもの水道の口径まで変えていかなければならないということになりますので、その程度の問題でできるかできないかというのはそれぞれの部署で判断せざるを得ないのかなというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。失礼しました。西條 栄福委員。失礼しました。

○西條栄福委員 まず、その部署部署での話し合いで可能であるというふうな話でありますので、その点は安心いたしました。せっかく水道事業所長もいますので、今、水道事業所長からも、そういった例が出た場合、対応と申しますか見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 挙手。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

それは、先ほど復興事業推進課長が申し上げましたとおり、その場所場所において検討しまして、対応できるものは対応したいというふうに考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 私の勘違いだったら済みませんが、一番下の3本青い線がありますけれども、この志津川東、中央、西区と。これが、入居開始が平成29年の、これ3月なんですか。それから、30年の3月と。入居開始。ですよね。当初、28年の3月ではなかったのかと思うんですが、もし勘違いだったら済みません。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 当初というところもございしますが、一番最初に当然復興事業に取りかかるときに27年度の末、いわゆる28年の3月には全部の団地を完成させたいと、入居させたいというふうな状況で取り組んできております。その間、土地の取得の問題、計画の整合の問題、そういったものもございまして、志津川の3団地につきましては最終的な部分では29年度末に完成になるというアナウンスを住民にもしてございます。

ただ、そのこの団地の全てがこの29年度末になるという部分ではなくて、その前段として、例えばこの東地区のことを考えますと、病院側の工区にも災害公営つくる予定ですが、その間にも、その前に部分的に引き渡しといいますか入居可能な街区が出てくるというふうな形になりますので、ご理解いただきたいなと思います。

一番最終という部分だけの表示という形になっておりますので、ちょっと説明が至らなくて申しわけございません。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進め

ることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 8 分 閉会